

桑名市人権教育基本方針

I 方針策定の経緯

1 人権教育の動向

人権問題は国際社会全体に関わる問題です。

1948年12月、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えから、国際連合において「世界人権宣言」が採択されました。これ以降、世界規模で差別や人権侵害をめぐって様々な取組が進められ、各種の国際条約等が採択されてきました。そうした中、差別・人権侵害の解消、人権確立・人権保障をめざすためには教育の役割が不可欠であるとされ、人権教育の重要性が提起されました。1995～2004年には「人権教育のための国連10年」が取り組まれ、2005年には「人権教育のための世界プログラム」が始まり、2010年にはその第二段階が開始されました。

一方で、日本においては、「同和対策審議会答申」（1965年）で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」であるとされました。また、その解決が「国の責務であると同時に国民的課題である」と位置づけられ、教育・啓発を含む同和対策事業が進められてきました。これにより、被差別部落の生活実態に具現化されている実態的差別は一定の解決を見てきました。しかし、1996年の「地域改善対策協議会意見具申」では、心理的差別については依然として深刻な状況にあり、教育及び啓発の在り方に課題があることが指摘されました。あわせて、その中で同和問題は人権問題の重要な柱とされ、同和問題等に関わる差別意識の解消に向けて、人権教育・人権啓発の重要性が改めて確認されました。

このような人権教育をめぐる世界的潮流と、国内における同和教育の動向の中で、「日本国憲法」ならびに「教育基本法」において謳われている基本的人権の確立や、法の下における人々の平等の精神にもとづく民主的社会の実現に向けて、日本では人権保障の取組及び人権教育・啓発が進められてきました。1997年に「人権教育のための国連10年」の国内行動計画が策定され、2000年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発について国と地方公共団体の責務が明らかにされました。そのうえで、2002年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。その後、人権教育の推進に関しては、文部科学省によって「人権教育の指導方法等の在り方」が三次（2004年、2006年、2008年）にわたってとりまとめられ、三重県においても2009年2月に「三重県人権教育基本方針」が改定されています。

このように、人権の世紀と言われる21世紀の社会において人権教育の拡充と推進は、ますます求められています。

2 桑名市の同和教育

桑名市では、「日本国憲法」「教育基本法」を土台として、「同和対策審議会答申」の精神に則り、1976年に「桑名市同和教育基本方針」を策定して、市内各校・園での同和教育の取組を展開してきました。また、翌年の1977年には教育集会所を設置し、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の精神を貫き不合理な部落差別を認めない人間を育てるため、桑名市全体で同和教育を推進することに努めてきました。

桑名市における同和教育は、1970年代後半に市内の被差別部落を校区に有する小学校から始まりました。被差別部落に対する偏見・差別が、子どもたちの意識の中にすりこまれている現実がありました。また、そのような偏見・差別が「寝た子を起こすな」という地域・保護者の姿となり、その姿が差別の厳しさや差別に立ち向かう術を知らない子どもたちの姿に反映していることが明らかになってきました。「地域・保護者の同和教育に対する理解を得ずして同和教育はできない」と、教師たちは積極的に地域に出かけ、同じ意識をもった地域・保護者と共に「差別に気づき、差別を許さず、共に差別をなくそうとするなかまづくり」を中心課題とした取組を始めました。

この小学校での取組から「桑名市同和教育基本方針」が策定され、教育集会所の設置へとつながりました。また、同和教育を市内全域に広めるため「同和教育の深化と拡充」をスローガンに「桑名市同和教育研究推進協議会」が設立されました。さらに、桑名市教育委員会として「差別の現実から深く学ぶこと」「差別を自分の問題として考えること」「差別解消に向けての展望をもつこと」を重要な視点として地域教材『あゆみ』を作成し、市立小中学校の授業で活用することによって、より地域の実態に即した取組の推進をめざしてきました。

桑名市教育委員会においても、職員の人権意識の向上及び認識の深化を図り、同和教育及び啓発の推進を目的として、「教育委員会事務局人権啓発推進員連絡会」を立ち上げました。

II 方針策定の趣旨

桑名市・桑名市教育委員会では部落差別をはじめ、障害者、外国人、子ども、女性等に関わるあらゆる差別や人権侵害を解消するために、市民の人権感覚の高揚や人権意識の向上につながる様々な取組を進めてきました。

しかし、部落差別を助長、容認する意識は根強く残っており、依然として被差別部落への差別的な発言・落書き等の差別事象が後を絶ちません。さらに無関心が差別を助長し、差別や人権侵害の解消に向けた取組を難しくしている現状が見られるなど、同和問題が桑名市の解決すべき中心的な人権課題であることに変わりはありません。くわえて、時代の変化とともに、インターネット等を利用した人権侵害等、今日的な人権課題にも応えていく必要があります。

こうした状況の中、人権教育・啓発における学習を通して、一人ひとりが人権感覚を身につけることが大切です。そのうえで、差別・人権侵害に気づく力や見抜く力を育み、差別をなくしていく主体者となることが、ますます求められているのです。

桑名市の人権啓発と人権教育の取組の成果ならびに課題を明らかにするために、桑名市では、2013年10～11月に「人権問題に関する意識調査」を実施しました。その結果から、桑名市が人権問題の解決に向けて取り組むべきこととして、教育への高い期待が、市民から寄せられていることがわかりました。

一方で、桑名市教育委員会が2014年2月に実施した「人権に関する教職員意識調査」の結果によれば、人権教育の担い手である教職員の世代交代が進んでいく中、同和教育の理念と実践の共有、継承を進めていくことが喫緊の課題であると言えます。

以上のような背景と人権課題にもとづき、同和教育を基本にすえた人権教育を推進するために、桑名市人権教育基本方針を定めます。

Ⅲ 人権教育推進方策

すべての子どもが豊かな未来を拓くことのできる力を身につけること、そして、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、すべての人々がお互いに尊重し合える社会を実現することこそが、人権教育の目的です。そのような観点から、桑名市教育委員会は、桑名市人権教育基本方針を定め、「人権教育を基盤とした学校づくり」と「人権文化を実現する地域づくり」を進めていきます。

1 人権教育を基盤とした学校づくりをめざして

子どもたちの人権が尊重されるために、「いのち」や「くらし」が守られる安心・安全な環境や人とのつながりをつくったうえで、子どもたち一人ひとりの自尊感情を育み、自己実現をはかることが人権教育の役割です。そして、差別の解消に向けて行動する主体者の育成に努めることが人権教育の使命です。

そのためには、人権教育をすべての学校教育の基盤として位置づけ、学校づくりとして全教職員が人権教育に組織的・継続的に取り組む必要があります。また、子どもたち一人ひとりの育ちに即して、学校内だけでなく、学校間や園・校種間で連携・協働し、人権教育の連続性・系統性の実現を図ることも欠かせません。

こうした観点から、以下の取組を実施します。

- (1) すべての学校・園において、人権教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、校長・園長のリーダーシップのもとに、教職員が一体となった取組を推進します。
- (2) すべての教職員等が市民の人権を実現する責務の保持者としての役割を自覚し、人権感覚を磨き、さらに高い人権意識をもつために、教職員等への研修の充実に努めます。

- (3) 部落差別や障害者差別、外国人差別等の問題を解決する学習の取組を通して子どもたちの人権感覚を育成し、差別・人権侵害の現実を見抜き、あらゆる差別を許さない子どもを育成します。
- (4) 子どもの背景をつかみ、つながり合うなかまづくりや進路・学力保障の取組を推進します。
- (5) 就学前施設・小・中学校の連携により、系統的な人権教育の取組を推進します。

2 人権文化を実現する地域づくりをめざして

『人権教育のための国連10年』行動計画』では「人権文化の構築」が謳われています。人権文化の構築のためには、一人ひとりがお互いに人権を保障し、ありのままにいられる多様性や尊重し合える関係性が「当たり前のこと」として存在することが必要です。そういう中でこそ、一人ひとりが自尊感情を高め、自己実現を果たすことが可能になり、社会に参与し変革する主体者としての意識や姿勢を育んでいくことができるようになるのです。

そのような意味において、人権とはすべての人々に関係することであり、人権教育の主体者として一人ひとりが日々の生活や仕事において人権を大切にしなければなりません。そのうえで、学校・家庭・地域、各種団体や関係諸機関等が連携・協働しながら地域づくりを進めていくことが求められます。

こうした観点から、以下の取組を実施します。

- (1) 学校・家庭・地域、各種団体や関係諸機関等と連携・協働して、人権保障や人権教育・啓発の取組を推進します。
- (2) 市民の人権感覚の高揚と人権意識の向上、ならびに人権にもとづくまちづくり・職場づくりを実現するために、人権教育・啓発の取組を推進します。
- (3) 人権教育・啓発の拠点として、教育集会所のみならず公民館及びその他の社会教育関係機関における人権教育・啓発の取組を推進します。
- (4) すべての社会教育関係機関・団体の職員が市民の人権を実現する責務の保持者としての役割を自覚し、人権感覚を磨き、さらに高い人権意識をもつために、職員に対する研修を推進します。

IV 附則

- ・本基本方針は、桑名市人権施策基本計画の改定に併せて、概ね見直していきます。
- ・本基本方針を受け、各学校現場等で取り組んでいくためのガイドラインを作成します。

2015(平成27)年 3月